

第8日

令和7年12月11日（木）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。

本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは、日程に従い、10日に引き続き一般質問を行います。

質問通告者及び順位はタブレットに掲載のとおりであります。

それでは、最初に4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 皆さん、おはようございます。4番議員の渡辺毅でございます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しくくださりありがとうございます。また、インターネットを通して御視聴してくださっている皆様、貴重な時間を費やし御視聴してく下さり、誠にありがとうございます。

思えば11年前、私が45歳の時、人口が減少する朝倉市を何とかしたい、シカやイノシシに農作物を食い荒らされる、この現状を何とかしたいと思い、朝倉市議会議員選挙に出馬したのが政治家を目指した始まりでした。結果は落選。甘くはありませんでした。選挙に落ちるたびに職を変りましたが、2年半前の選挙で多くの市民の皆様の御支持をいただき、ようやく本選挙で当選することができました。ありがとうございました。やっと2勝2敗のイーブンに持ち込むことができました。選挙を勝ち抜いた議員の皆様とともに、朝倉市の執行部と議論を交わし、市民の皆様の意見をいただきながら、まちづくりを進められること。そして、52年に及ぶ歴史の幕を閉じる現庁舎での最後の市議会定例会で、こうして皆さんとともに同じ空間にいられることが、この上ない喜びでございます。

今年の6月に端を発する外資系マンションの建設計画により、署名活動やデモ行進などが行われております。デモは朝倉市内で行われるのは史上初と言われます。署名活動やデモ行進も正確な事実が知りたい、水と緑が豊かで子育てしやすい朝倉市を子や孫に残したいという思いの表れです。名もない市民の皆様が立ち上がっておられます。執行部におかれましては、そのことを真摯に受け止めて下さいますよう、お願いいたします。

昨日までの7番議員と14番議員の質問により、状況はある程度整理されました。ここでは事業者の意向に沿って建設計画が進めばどうなるのかなどを具体的に想定して、議論を進めてまいります。

続きは質問席より質問いたしますので、執行部におかれましては、明確な答弁をお願い

します。

(4番渡辺 毅君降壇)

○議長(小島清人君) 4番渡辺毅議員。

○4番(渡辺 毅君) それでは、まず初めに外資系企業によるマンション建設計画について、質問を進めてまいります。

初日2日目の一般質問で、この事業の状況が随分と明確になりました。時間の関係上、私から簡単にお伝えします。

この事業の概要は、柿原地区の民間所有地に外資系の企業が、まずは2棟290戸705人、将来的には6棟600世帯、約2,000人が居住する規模のマンションが建設される計画が、柿原地区には昨年5月に、そして市議会には昨年8月に伝えられました。今年の11月、先月ですが、建設予定地所有会社は、これ以上建設の協力はできない、これ以上土地は売れませんと表明しました。その一方で、開発会社は当初の計画を縮小し、1棟164戸を誰でも住める形で分譲したいという意向で建設する姿勢を崩しておりません。

ここでお尋ねしますが、概要は以上で間違いないでしょうか。

○議長(小島清人君) 都市建設部長。

○都市建設部長(井上政司君) これまでも申してまいりましたように、まずは2棟290戸705人、将来的には6棟ということはお話をさせていただいておりますが、そこに600世帯2,000人が居住するというふうなところは、事業者からも聞いてはおりません。

また、今年の11月に建設予定地の所有する企業からは、これ以上協力ができないというふうな表明はあっておりますけれども、これ以上、土地は売れませんといった内容のものは出てなかったというふうに記憶をしているところです。

それから、その後1棟164戸を建てるということのコメントがあったことは間違いないというふうに思っております。以上です。

○議長(小島清人君) 4番渡辺議員。

○4番(渡辺 毅君) この場に臨むにあたりまして、今部長からありました、これ以上土地は売らないということに関しては聞いていないという答弁でありましたが、その集会に参加した関係者から直接私に電話がかかってきまして、こうこうこうで、これ以上売りませんよ、協力できませんよということで話があったということは、参加者から私が直接聞きました。

そして6棟600世帯2,000人に及ぶというのは、昨年8月20日頃の全員協議会の議事録は洗いざらい聞いておりませんでした。そのときのメモにあったように記憶しております。

では、質問を進めてまいります。開発事業者が計画を進める法的手続を確認いたします。この計画を進める場合、開発許可申請と建築確認申請を事業者は福岡県に提出し、その際、朝倉市は総合意見書を提出することができるということ間違いはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 開発許可申請におきましては、市のほうがその計画に対しまして意見を付しまして、福岡県のほうへ申請されるということでございますけれども、建築確認申請につきましては、市のほうが総合意見書として意見を付するというふうな制度はございません。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 事業者が建設しようとする建物の敷地面積が3,000平方メートル以上になれば、開発許可申請が提出される、必要であるということによろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉市の場合は、3,000平方メートル以上が都市計画法に基づく開発行為というふうになりますので、それで間違いございません。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ここで一度整理しますと、事業者が建築しようとするマンションの敷地面積が3,000平方メートル以上であれば、この事業者は県に対して開発許可申請と開発確認申請を行うときに、市は総合意見書を提出することができるという理解になると思います。

ここでお尋ねしますが、総合意見書について説明してください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 市は開発行為につきましては、法令遵守や地域への配慮に対しまして事業者の積極的な協力を求め、適切な指導を行う立場でございます。その目的は、開発行為が周辺環境への影響を考慮し、良好な住環境の保全となるように努めることとございまして、そのため市は、事業者に対し必要に応じて地域住民との協議や説明会の開催を求めるなどの役割も持っております。この開発行為におけます総合意見書につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請の中で開発計画に対しまして市が関係部局からの意見を集約し、申請内容全体を通して総合意見として付すものでございます。申請者は市の総合意見が付された書類を持って、許可権限を持つ福岡県のほうへ申請を行うということとなります。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 総合意見書について私も調べました。総合意見書は単なる参考資料ではなく、法的手続に組み込まれた重要な意見表明です。市の総合意見書は都市計画法上、県の指定決定に対する市の法的関与の手段として位置づけられております。つまり、市は自らの区域に関する都市計画の主体であると同時に、県の広域的計画に対しても意見を述べる権限を持ち、都市計画の二重構造の中で重要な役割を果たしているということです。

その総合意見書の中身の重要な項目が幾つかございまして、そのうちの 하나가都市計画

との整合性、さらに周辺環境への影響、そして最後に市の意見などを申し添えることができるようになっております。

昨日までの質問の中で、市が適切に業者に地元の声を伝えながら事業に関わることが可能であるということが確認できました。建設予定地であります、朝倉市の都市計画マスタープランの自然環境保全地域であることが確認できます。この自然環境保全地域について説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉市第1次都市計画マスタープランの中に、議員がおっしゃいますように、市街地背後の自然環境の保全という区域決定をしております。ただこれにつきましては、本市の都市づくりの方針としまして、特にこの地域の背後には大平山等がございます。そういった自然景観の保全に努めるという市のまちづくりの方針として、そういうふうな位置づけをしているというものでございます。

福岡県が指定します自然環境保全地域というものは、鳥屋山自然環境保全地域というものがございますけれども、このマンション建設計画予定地が、こういった福岡県が指定する指定地域ではないということは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そのマスタープランの後ろのほうに、索引集がございまして、その索引集の中の自然環境保全地域の項目に、自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または都道府県知事により指定される地域となっております。このことを十分に配慮して、市から業者に働きかけるようお願いいたします。いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほどの総合意見書のことで、補足の説明をまずはさせていただきますと思います。まずこの開発行為といいますのは、主として建築物の建築または特定工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更ということで、この土地の区画形質の変更というのは、道路や水路の公共施設の新設へ廃止を伴う土地の区画の変更であったり、切土とか盛土による土地の形状を変更する。それから性質とは農地と宅地以外の土地への宅地への変更ということでございます。こういった土地の変更があることによって、周辺環境に影響を及ぼすのかどうなのかということを考えていたしまして、福岡県が定めております、この開発行為等の審査基準に基づき判断されるものでございます。総合意見書に市が意見を付しますのは、こういった観点から、この土地の変更によって周辺の環境に影響を与えるのかどうなのか、そういったところを関係部局の意見を集約しまして福岡県のほうへ意見を付すというふうなものでございます。

それから、都市マスタープランのこの自然環境の保全地域ということで、索引のほうには都道府県知事等が指定するというふうなことが示されておるということでございますけ

ども、それにつきましては、ちょっと私のほうも再度確認はいたしますけども、私の知る限り、鳥屋山自然環境保全地域というものが福岡県により指定されておりますので、その部分でのマスタープラン上の方針というふうなことになるものというふうに思っております。その辺については再度確認をさせていただきます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ちょっと建設予定地の近隣ですが、遺跡がかつて発掘されておまして、大規模な開発行為を行う場合は遺跡の調査が必要になると思われまます。県にもそのような申出というか、書類の申請の際に記入のスペースがございますが、かつてその近隣を開発したときに遺跡の調査は十分に行ったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（篠原浩之君） 今お尋ねがありました件につきましては、埋蔵文化財の調査の件だと思っておりますが、その詳細な内容、そういったところは現在把握していないところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 把握されていないということでありましたら、もし開発行為が進む場合は、そこも含めてきちんと精査する必要性が生じてくる可能性があるというふうな受け止めてもよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（篠原浩之君） 今後の計画に照らし合わせまして、適正な処理を行っていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 次の項目に進みます。

水の給排水についてでございます。マンション住民の生活水の確保について考えます。当初の計画で考えます。その理由は、1棟建設した後で、しばらくたって2棟6棟と増設されるならば、配管を掘り返して新しい管を埋設することは現実的ではないためです。

当初の計画では、6棟600世帯2,000人が居住する規模のマンションを建設する予定でした。2,000人のうちの約4割に当たる800人が永住する見込みで、残りの6割の方は永住せずにセカンドハウスとして使用する方、あるいは賃貸物件として使用する方もいるかもしれませんが、残りの6割の3分の1が滞在している状態になると仮定します。永住者が800人、そして残り6割に当たる1,200人のうちの3分の1、つまり400人、800人と400人を合わせて1,200人が常にこのマンションに住んでいることとなります。

国内における家庭内の1人当たりの水の平均使用量は、1日当たり214から230リットルであることから、このマンション内で使用される水の量は1,200掛けることの220リットルで264トン。小学校の25メートルプールでおおよそ1杯分になります。これは家庭内で使われるお風呂、トイレ、炊事、洗濯の水にあたります。

そこでお尋ねいたします。昨年の8月の全員協議会の時に、柿原地区の住民は井戸を掘ることには反対であると聞いておりました。上水を敷く場合、市の上水の供給量は足りるのでしょうか。1日の供給能力や現在の供給量などを合わせてお答えください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 現在の朝倉市甘木地域の水道の供給量ですが、日量9,580トンの水を供給が可能です。また令和7年の水道水の供給の実績としましては、最大日量は8,601立米でございますので、先ほど議員がおっしゃいました264立米につきましても、供給可能であろうというふうに思われます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 供給量は足りるということです。それでは次に、配管が既存のものでまかなえるかどうかです。既存の上水の管がふくれんの工場の前の市道の下に埋設されていると聞いております。その管は日量264トンの供給量の増加に耐えうるものでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 現在の配管が、水道管がこの264トンに耐え得るかどうかということでございますけれども、いろんな条件で配管の口径というものが変わってまいりますので、これにつきましては、きちんと事業者のほうから計画が出てまいりまして、1日の水の使用量であったりとか受水槽の大きさであったり、そういったものが出てこない、なかなかいいのか悪いのかというところは判断がつかない状況がございます。これにつきましては、まだ何の計画も示されておりませんし、水道の検討書も出ておりませんので、ここでは回答は差し控えていただきたいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 事業者から正確な計画が出てからということで理解いたしました。それでは、ふくれん前の市道から上水をマンションまで敷く場合を考えます。私も建設予定地まで登りましたが、上水の管が埋設されている市道からかなり登っております。ふくれんの前が標高45メートルであるのに対し、建設予定地は標高80メートルです。マンションに上水を供給する場合、圧をかけて水を上げるための設備が必要でないかと考えます。管を建設予定地まで敷く費用と上水を送るための設備の設置費用は、開発業者が持つのでしょうか、市が負担するのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） マンション計画予定地でございますけれども、ここは給水区域でございますけれども、まだ水道管は整備はされておりません。マンションの計画地への水道管の整備計画がないことから、この計画地までの水道管の整備工事費は事業者負担となるものと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 事業者が負担することになると思われるということで理解いたしました。ですから、上水の場合は、恐らく事業者が負担することになると思われるというふうに理解いたしました。

次に、井戸水について考えます。昨年8月の全員協議会の際には、井戸を掘ると住民の理解が得られないと市からも業者に伝えていると聞いておりました。ところが、今年の秋の全員協議会では事業者は井戸を掘りたいと言っていると聞きました。柿原の住民はこのことを知っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 昨年行われました地元の説明会の中で、事業者側からの説明の中において井戸水を使用したいという説明がございましたので、地元の方は承知されているというふうに思います。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 整理して話し直しますが、最初は事業者は井戸を掘りたいということで地元へ持ってきたのが去年5月の説明会です。その時は掘りたいと言っていたけれども、その後、柿原の住民から昨日も部長からの答弁でありましたように、水のことなどを含めた要望が5月の上に出されたと理解いたしました。井戸は掘らないでほしいと。それで市もそのつもりで、井戸を掘ると地元の方が納得しないと思われましてということで、業者に伝えていたと理解しておりますが、今年になって、9月か10月の全協の時に、水、上水を敷く方向になると私も思っていたんですけど、やっぱり井戸が掘りたいというふうな感じで理解をされたと。だから説明は、柿原の住民としてはやはり井戸が掘られるかもしれないというのを、そういうふうに認識しているのかどうかですが、説明としては井戸を掘りたいという、そういう事業者の意向は伝わっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 昨年の説明会で井戸を掘りたいという説明がございまして、それに対しまして地元は反対するというふうな要望がございました。それを受けまして、市としましては、地元の意見を尊重していただきたいと、地元の要望に沿うようにやっていきたいということで事業者のほうに申し入れをしております。その後、今年になって事業者のほうから井戸水を使いたいんだがというふうな話は聞いておりますが、また正式にどうするというふうな最終的な方針は、きちんと聞いているところではございません。

市としては、地元の意向に沿うような形でやってもらいたいというのを引き続き伝えているところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 水のごときは、非常に住民の方が心配している項目でありますから、正確な情報を逐一発信されるようお願いいたします。

そして、相窪の住民からは業者に対して説明してほしいと、昨年、正式に市に申し入れ

がされております。先日、関係者から話を聞きましたが、全く説明がされないので困惑しているとのことでした。ふくれんの工場ができるときには、相窪の住民にも説明の機会が設けられたので、今回もそのようにしてほしいという要望です。

そこでお尋ねしますが、住民の要望に対して業者は答えておりませんが、市はどうお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 確かに昨年、事業説明会をしてほしいという御意見をいただきました。その御意見については、私どものほうから建設事業者のほうへすぐさま伝えております。しかしながら結果として、建設事業者の判断によりまして説明会が開催されていないという状況でございます。

これにつきましては、また再度近隣の地区の方に確認をいたしまして、説明会をしてほしいという要望がございますと、また再度事業者のほうへ伝えていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） たくさんの署名も集まって提出されていることもありますので、引き続き業者に働きかけられますよう、お願いします。それでも業者が井戸を掘ったときのことを考えます。日量264トンの地下水が汲み上げられた場合、周辺の井戸水が枯れることは容易に考えられます。水が枯れた場合は周辺の住民に業者は保障するのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 井戸による地下水の取水についてでございますけども、これは土地の権利があるものが地下から取水するに当たって、特段制限する根拠がないということでございます。これは民法の第207条土地所有者の範囲に規定をされております。条文の趣旨としましては、土地の所有者は法令の制限内において、その土地の上限に及ぶというふうにされておまして、そのため自分の土地の地下水は原則として、土地所有者が私的に使用できる私水として扱われるというふうになっております。しかしながらマンション建設計画に伴う井戸の取水については、地元からも明確に反対の意見が示されております。そのため市としましては、建設業者に対しまして地元の意向を踏まえた対応をお願いしております。今後も引き続き、地元の意向を強く伝えていくというふうな考えに変わりはございません。ただし万が一、井戸を取水されて井戸枯れになった場合の保障ということですが、これについては建設事業者のほうでしっかり調査をしていただくことになろうかと思っております。

説明会の中でもきちんと地下水を使う場合は、調査をいたしますというふうな説明が地元にあっていたというふうに記憶しておりますので、その辺は市からも事業者に対して強く、きちんと調査を行うということは申し入れをしたいと思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の答弁を聞いて安心いたしました。強く働きかけてくださいますよう、お願いいたします。

この事業で、事業者が朝倉市や住民に対して真摯に向き合う姿勢が見られなければ、開発許可申請が市に出された後、総合意見書にその旨を記載し県に送付することができると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 総合意見書に付する意見というのは、特に制限がないと聞いております。ですから、今回のような事実を市の意見として付すということはあるかと思いますが、そこに主観的な考えというものは付すべきではないというふうには思っております。いずれにしても、計画が出てきた時点でしっかり市としても中身を確認しまして、周辺の住民の方々に影響がないかというところは、市の立場として確認をして、その旨を県のほうへ意見を付して申請を出すというふうなことになってこようかというふうに思っているところです。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） しっかりと市民に寄り添って、事業者に働きかけるよう、お願いいたします。

次の項目にまいります。続きまして、学校への影響について考えます。この事業は開発会社の当初の説明では、600世帯分のマンションに2,000人が住む計画で、4割の240世帯800人が永住の予定です。単純にそのうちの2割に当たる160人が子どもであるとし、仮定の話ですが、160人のうちの100人が小学校に60人が中学校に通うとします。

ここでお尋ねしますが、マンションが将来建設され永住者が日本に帰化する場合と帰化しない場合、いずれの場合も住民票が朝倉市にあれば義務教育を受けることになりませんかでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 当然その年齢に対しまして、義務教育を受けなければならないというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 当然、義務教育を受けなければならないということではありますが、それでは現在の朝倉市内の外国籍の児童生徒の就学状況について考えます。何人が幾つの学校に就学しているのでしょうか。何か国から来ているのか、出身の国の数も併せて教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 令和7年12月、今月ですけれども、外国籍の児童生徒数は小学校18名、中学校9名、合計27名となっております。外国籍の児童生徒の所属校につきま

しては、小学校が7校、中学校が4校となっております。国籍についてですけれども、中国が4名、台湾が2名、フィリピンが11名、パキスタンが6名、スリランカが2名、ネパールが2名となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 市内の11の中学校に27名が就学中であるようです。国と地域は、ネパール、フィリピン、パキスタン、中国、台湾、スリランカなど6か国と地域に及ぶようです。この27名中、日本語の指導は何名必要な状態でしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 先ほど申しました27名のうち、日本語指導を受けている児童生徒は18名でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） その18名を何名の先生が日本語を教えているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 現在は、県費採用の日本語指導教員1名が指導を行っている状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 先ほど出てきました6か国という状況でありますので、子どもたちの母国語です、母国語はネパール、フィリピン、パキスタン、中国、台湾、スリランカなど6か国語に及ぶと考えられます。それを日本語については1人の先生で教えているということと理解いたします。子どもたちは授業についていけておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 授業についていけるかということですが、日本語の習得レベルには個人差がございます。日本語の習得を計画的に進めていくとともに、学習内容の理解上を丁寧に見とっております。理解状況によっては前の学年の内容を再度指導するなど、個別に対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 個別に対応してまいりますと、やはり教職員、あるいは教育スタッフ、教育指導員などの方の人員が余計必要になってくるのではないかと思います。中学校を卒業した後の進路はどうなっておりますでしょうか。進学しているのでしょうか、就職しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 申し訳ございません。今日その資料は準備しておりませんので、お答えできかねます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 関東方面で見られることですが、外国籍の子どもが小学校の途中までは喜んで小学校に通っていたけれども、授業についていけなくなり、面白くなくなって非行に走るケースがございます。これは何も外国人だけに限ったことではなく日本人でも同じです。一度受け入れたならば、子どもと家庭が孤立しないようにしっかりと地域と行政が、教育現場が受け止める責任が生じます。

先ほど、マンションが建設されたことを想定し、100人が小学校に、60人が中学校に通学するようになる場合、現住所では立石小と甘木中に通学することになると思うのですが、まず物理的に可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 160の方が入学して、物理的に可能かということによろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 160人のうちの100人が小学校に、60人が甘木中学校、建設現場から行くと、その100人が立石小学校、それぞれ容量、人員、それだけの子どもを受け入れることは現実的に可能なかどうかということをお尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 物理的で可能なかということで、単純に考えまして、立石小学校は若干厳しいのではないかと、甘木中学校は大丈夫ではないかと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 立石小学校区は市内で最も人気のある校区で、人口の増加が続いております。新校舎を増築したばかりで、学童保育も増築中です。今議論している数字は、事業者の説明で出てきたものをベースに考えています。十分に起こり得ることです。大きなプロジェクトが動く際は、あらゆることを想定して対処しなければならないと考えます。立石小で受け入れられないのであれば、隣の三奈木小や甘木小、秋月小で受け入れるのでしょうか。教育委員会はどうか考えているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 現段階におきましては、どの学年の児童生徒がどのくらい入学するか全く想定ができません。こういった状況では、議員言われます通学区域の再編だと思えますけれども、それにつきましては判断できないという状況でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは、現在の状況で判断しづらいようではありますが、このような建設計画が浮上した時点で、建設計画があることについてPTAや校長会の意見は聞いたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） まだ計画の段階であり、具体的なものが分かりませんので、校長につきましては若干話したことはあるんですけども、具体的にはそういう説明というものはしたことはございません。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 後々で急にできて大変な対処に、後手後手に回るということにならないように、PTAや校長会などの学校関係者、一般市民との十分な対話の場を設けることを要望いたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 正確な情報を伝えるということにつきましては、重要なことだと思いますので、適切に対応していきたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは、市民への説明責任について質問を進めます。現在、市内では1,200人を超える外国人の方が居住しております。技能実習生として来られている方は、工場の生産現場、農業、介護、あらゆる分野で働いていて、地域の経済と密接につながっております。また市内で商店等の事業を展開している外国籍の方もおります。中には地域に馴染んで、子どもさんも地元の小学校に通い、仲良く幸せに過ごしている家庭もあります。

今回の事業ではあまりにも急激に、地域も分散せずに集中的に居住することになります。市が現状を正確に説明した上で、水利関係者、またPTA、校長会などの学校関係分野、コミュニティなど地域社会分野などで幾つかの検討会を組織して、受け入れられるかどうか、受け入れるならどうするかを吟味する必要があると思います。一度受け入れたのならば、移住者が社会から孤立しないようにしっかりと受け止める責任が生じます。市の舵取りをしていくには、それだけの綿密なプロセスと将来を見据えた覚悟が必要だと思います。

市長にお尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 渡辺議員、仮定に基づくという前提を持って今日質問をされ、それに対して今、お答えをそれぞれの担当から部長がしているということでございます。今、お尋ねの件につきましては、そういう協議会をつくるという考えは今のところは持っておりません。ただ、市民の幸せのために、市民が安心して暮らせるという立場に立って対応はさせていただくと、そのことだけ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 確かにまだ計画が動き出したわけではありません。今の答弁であれば、どの段階になれば市民に説明して、検討会などを組織するおつもりとなるのでしょうか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） しかるべき、その時が来たという判断をした時というふうにお答えさせていただきます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） まだ動いていないから考えなくてよいというわけではございません。昨年の8月に、市議会全員協議会に正式に情報が出てまいりました。その時は、その計画が着工が進めば、令和6年の建設の計画が表に出てきた時点では、当初は令和8年に完成し、入居が可能になるというような流れだったと理解しております。その計画が表に出て、今までずっと説明がされてこられませんでした。

今の答弁でいくと、建設が去年の5月に柿原に対して説明があり、8月に市議会に対して説明がありましたが、今の答弁では説明をするタイミングを逸しているように思うのでありますが、しかるべき時というのは事業が動き出してからという理解になりますか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 具体的な今、議員の御提案なされました協議会をいつ開くかということにつきましては、しかるべき時に、今こういうことに対応しなければならないというふうに判断をした時に、その形は別にして、具体的な形で市民の人たちにお知らせをして、そして対応をしていくということになるかというふうに考えて答弁をさせていただいている次第であります。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） これだけの大きな問題になっておりますので、正確な情報がある程度出てまいりました。早急にしかるべき形で、情報を出していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 今、議員のほうがお話される説明会の件ですけれども、現在、私どもとして捉えておりますのは、この事業が白紙の方向にあるということで想定をしておりますが、それがもし今、議員のほうがお話しします数字、その数字が仮定でしかお話しできない状況になります。その仮定の中でお話し、説明会等しますと、市民の方に不安を煽るような形、混乱を招く形が容易に予想されるため、それは控えさせていただきたい。

今、私どもは事業ができるのかできないのか、そちらのほうを優先して取組をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは今、事業者が1棟の164世帯分、誰でも入れる形でマンションを分譲したいという姿勢を崩しておりませんので、それがもし県に建築確認申請や開発許可申請が出された情報をキャッチしたとその時点で、説明会など開いてほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 市が実施したいということではございませんので、その説明責任については企業が背負っているというふうに考えます。ですから、私どもは企業に対して説明会を要請するという、今までのスタンスと変わりはないと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） これまで議論を積み上げてきたと理解していたのですけれども、これだけ1棟で164世帯になったとしても非常に大きな規模ですので、その時点で市の教育インフラ、交通インフラ、水のこと、様々な負荷がかかってまいります。後からあたふたしなくていいように、建設確認申請、開発許可申請が出されたならば、ある程度正確な情報、そしてそういう事実ということになりますので、その時点で動いていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 仮定の数字の中では、各関係部署が検討するということは必要かと思えます。ただその仮定の数字を表に出して説明をするということは控えさせていただきたいと考えます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 建設確認申請、開発許可申請が出されるときには、具体的に164世帯分ということで数字が上がってくると思います。上がってきたときに、その上がるかどうかというのは、今、東恒さん、開発会社のほうがまだ開発したいという姿勢を崩しておりません。その会社が行動を移したならば、市も行動を移してくださいという意味であります。答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 現在、土地を所有される企業と建設事業者のほうが協議を進められるというようなことでお聞きしておりますので、まずはそちらを注視させていただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） いずれにしましても、大変大きな事業でありますので、市民の声に耳を傾けながら、朝倉市の未来を、水と緑が豊かな朝倉市を子孫に残せるように、清々しい気持ちで新庁舎に移れるようにしていただきたいと思えます。

以上で、ちょっと時間がなくなりましたのですみません、次の項目はできませんでした、申し訳ありません。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午前11時10分から再開します。

午前10時59分休憩